



鳥取県公報

平成13年 9月21日(金)
第 7 3 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（8）（職員課）	1
告 示	鳥取県立福祉人材研修センターに係る使用料の徴収の事務の委託（544）（福祉保健課）	5
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（545・546）（耕地課）	5
	鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（547）（会計課）	6
公 告	平成13年度鳥取県職員採用試験〔身体障害者対象（高校卒業程度）〕 （人事委員会事務局任用課）	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施（農政課）	9
雑 報	危険物取扱者試験の実施（消防課）	11
正 誤	平成13年 3月28日付鳥取県条例第19号中訂正	12

訓 令

鳥取県訓令第8号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年 9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び項の表示、削除項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び項の表示、追加項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">鳥取県日野総合事務所</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県東部健康福祉センター</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県東部健康福祉センター （八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県産業技術センター</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県鳥取地方農林振興局</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県倉吉地方農林振興局</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県米子地方農林振興局</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県水産試験場</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部</td> </tr> </table>	鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局	鳥取県東部健康福祉センター	鳥取県東部健康福祉センター （八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部	鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部	鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所	鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所	鳥取県水産試験場	鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。</p>
鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局														
鳥取県東部健康福祉センター	鳥取県東部健康福祉センター （八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部														
鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部														
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所														
鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所														
鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所														
鳥取県水産試験場	鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部														

(4) 略

(衛生管理者)

第7条 本庁及び職員の数に非常勤職員の数を加えた数(以下「職員数」という。)が50人以上の地方機関に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

2 略

3 衛生管理者の数は、本庁にあっては4人、地方機関にあっては1人とする。

4 略

(衛生推進者)

第7条の2 法第12条に規定する業務を行わせるため、職員数が50人未満の地方機関に衛生推進者を置く。

2及び3 略

(職域委員会)

第15条 本庁及び職員数が50人以上の地方機関(次項の規定により安全衛生委員会を置く地方機関を除く。)に、法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。

2 略

3 職員数が50人未満の地方機関に、必要に応じて、衛生委員会又は安全衛生委員会を置くことができる。

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は、職員課長の職にある者を、施設管理責任者は、管財課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「職員課長又は地方機関の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(4) 略

(衛生管理者)

第7条 本庁及び別表第2の左欄に掲げる地方機関に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

2 略

3 衛生管理者の数は、本庁にあっては4人、地方機関にあっては別表第2の左欄に掲げる地方機関の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める数とする。

4 略

(衛生推進者)

第7条の2 法第12条に規定する業務を行わせるため、別表第1及び別表第2に掲げる地方機関以外の地方機関に衛生推進者を置く。

2及び3 略

(職域委員会)

第15条 本庁及び別表第2に掲げる地方機関(次項の規定により安全衛生委員会を置く地方機関を除く。)に、法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。

2 略

3 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は、職員課長の職にある者を、施設管理責任者は、管財課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「職員課長又は地方機関の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(1) 定期健康診断 すべての職員

(2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として知事が指定するものに常時従事する職員。

(3) 略

(4) 略

2 略

(他で受けた健康診断)

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を職員課長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

別表第1 (第5条、第6条、第15条関係)

鳥取土木事務所	郡家土木事務所	倉吉土木事務所
所	米子土木事務所	日野総合事務所県土整備局

別表第2 (第9条関係)

(1) 新規採用職員採用時健康診断 新たに採用された職員

(2) 全職員定期健康診断 退職者を除くすべての職員

(3) 特定職員定期健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として知事が指定するものに常時従事する職員

(4) 略

(5) 略

2 略

(他で受けた健康診断)

第21条 健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日前3月以内に当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該期日までに医師の診断書その他その結果を証明する書面を職員課長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

別表第1 (第5条・第6条・第7条の2・第15条関係)

鳥取土木事務所	郡家土木事務所	倉吉土木事務所
所	米子土木事務所	根雨土木事務所

別表第2 (第7条・第7条の2・第15条関係)

皆成学園	1
皆生小児療育センター	1
鳥取保健所	1
倉吉保健所	1
米子保健所	1
産業技術センター	1
鳥取地方農林振興局	1
八頭地方農林振興局	1
倉吉地方農林振興局	1
米子地方農林振興局	1
日野地方農林振興局	1
園芸試験場	1
鳥取土木事務所	1
郡家土木事務所	1
倉吉土木事務所	1
米子土木事務所	1
根雨土木事務所	1

別表第3 (第9条関係)

区 分	産業医
1 本庁、東京事務所及び大阪事務所	職員課長が指名する医師
2 鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に置かれた地方機関	鳥取保健所長の職にある者
略	

区 分	産業医
1 本庁、東京事務所、大阪事務所、東部県税事務所、東部福祉事務所、鳥取地方農林振興局、鳥取土木事務所	職員課長が指名する医師
2 鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に置かれた地方機関（1に掲げる地方機関を除く。）	鳥取保健所長の職にある者
略	

附 則

この訓令は、平成13年9月21日から施行する。

告 示

鳥取県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第15条第1項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターに係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委託の相手方
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- 2 委託年月日
平成13年9月3日

鳥取県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を平成13年9月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成13年9月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第547号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成13年10月1日から施行する。

平成13年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
2 鳥取県指定代理金融機関			2 鳥取県指定代理金融機関		
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称
株式会社 鳥取銀行	略 鳥取西支店 鳥取市千代水二丁目 ジャスコ鳥取北出張所 鳥取市晩稲 略	株式会社山陰合同 銀行鳥取県庁支店	株式会社 鳥取銀行	略 鳥取西支店 鳥取市千代水二丁目 略	株式会社山陰合同 銀行鳥取県庁支店
略			略		

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成13年9月21日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成13年度鳥取県職員採用試験 [身体障害者対象 (高校卒業程度)]

2 試験の種類及び採用予定者数

試 験 の 種 類	採用予定者数
一 般 事 務	2 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

3 受験対象者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から4級までのいずれかに該当する者として記載されている者のうち、介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、活字印刷文による出題に対応できるもの。

4 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は次のとおりであること。

昭和46年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

(2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成14年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

5 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

6 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額141,900円のほか諸手当が支給される。

7 第1次試験

(1) 試験期日

平成13年10月28日（日）

(2) 試験場所

県民ふれあい会館 鳥取市扇町21

鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根529 - 2

鳥取県西部健康福祉センター 米子市東福原一丁目1 - 45

(3) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

なお、出題分野は、国語、社会、数学、理科、英語、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とする。

8 第2次試験

(1) 試験期日

平成13年11月29日（木）

(2) 試験場所

鳥取県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101 - 5

(3) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

9 配点

区	分	配点
第1次試験	教養試験	50点
第2次試験	作文試験	200点
	面接試験	500点
	合計	700点

10 合格者の決定方法

第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定する。ただし、教養試験の得点が配点の2割5分未満の場合は、不合格とする。

また、最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の得点の高い順に決定する。ただし、作文試験又は面接試験の得点が、それぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。

11 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成13年11月15日(木)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成13年12月7日(金)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

12 最終合格者の採用方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

13 受験申込手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成13年10月3日(水)から同月17日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年10月17日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

14 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の規定により、開示を請求することができる。

15 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁

目271 電話0857 - 26 - 7553) に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営ふるさと農道緊急整備事業第2南大山地区(2号橋)上部工工事
- (2) 工 事 場 所 日野郡江府町大字貝田
- (3) 工 事 内 容

本件工事は、江府町大字宮市から溝口町大坂までを結ぶ農道の江府町大字貝田地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作及び桁^{けた}の架設を行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設 計 荷 重 : B活荷重

形 式 : 3径間連続非合成^{ばんけた}鋼桁(耐候性鋼材)

橋 長 : L = 275.0m

支 間 長 : 52.20m + 69.00m + 52.20m

平 面 線 形 : 直線

斜 角 : 90°

幅 員 : 全体幅員 = 7.5m

道路幅員 = 6.5m

車道幅員 = 5.5m

架 設 工 法 : 送り出し工法

- (5) 工 期 平成13年10月から平成14年10月31日まで
- (6) 予 定 価 格 299,155,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,100点以上であること。

- (5) 平成13年9月21日(金)から同年10月4日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 平成3年度以降に道路橋における鋼製上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事(以下「橋りょう上部工の同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成3年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。
- イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年9月21日(金)から同年10月4日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方農林振興局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方農林振興局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方農林振興局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨658-1	鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号 0857-26-7331)とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成13年9月21日

財団法人消防試験研究センター理事長 大 井 久 幸

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成13年12月2日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成13年12月2日（日）	午前10時15分から

2 試験場

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101-5
鳥取県立県民文化会館第2会議室	"
鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529-2
鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室	"
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
米子商工会議所大会議室	米子市加茂町二丁目16
米子コンベンション第4会議室	米子市末広町74
米子コンベンション第7会議室	"

3 受験願書の受付期間

平成13年9月21日（金）から同年10月5日（金）まで（郵送による場合は、平成13年10月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防士研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。

正 誤

平成13年3月28日公布の鳥取県条例第19号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	欄	列	誤	正
4	改正後	18及び19	精算所得	清算所得
4	改正前	18及び19	精算所得	清算所得